

和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針

1 目的

本方針は、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と経済とが両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

2 定義

本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達をいう。

3 対象組織等

本方針は、本県の全ての機関が競争入札により電力を調達する際に適用する。

4 環境評価項目

本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- ①二酸化炭素排出係数
- ②未利用エネルギーの活用状況
- ③再生可能エネルギーの導入状況
- ④「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・レスポンスの取組」及び「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」

5 入札参加資格の要件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示していること。
- (2) 上記4に定める環境評価項目について、別表「和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定した評価点の合計が70点以上であること。

6 評価

- (1) 本県が行う電力調達契約の競争入札に参加を希望する電気事業者は、上記4に定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等を別記様式「和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に記載の上、申請期限までに入札参加資格審査申請書類とともに、入札参加資格審査申請書類提出先に提出するものとする。
- (2) 電力調達を発注する所属（以下「発注所属」という。）の長は、電気事業者から提出された別記様式の内容を確認し、その評価点を判定する。

7 事務処理

本方針に係る事務処理等は、発注所属において行うものとする。

附 則

この方針は、平成31年2月28日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年2月10日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。